

インターネット情報掲載利用規約

情報掲載者（以下、「甲」という。）はカーケット市場（以下、「乙」という。）の運営するサイト上において情報を掲載する際、次のことを約束するものとします。

第1条（定義）

利用に際し、次に掲げる用語の意義は、その定めるところによる。インターネット回線による自動公衆送信の用に供される記録媒体に記録されているポータルサイト「カーケット市場」に情報を掲載し、これを送信可能化することをいう。

第2条（目的）

甲は乙に対し、乙が適切と判断する内容の情報を本契約の条件で情報掲載することを委託し、乙はこれをポータルサイト「カーケット市場」に掲載する。

第3条（情報の登録・更新）

- 1 乙は甲にID・PWを発行し、甲がいつでも情報を登録・変更できる環境を付与するものとする。
- 2 甲は自己の責任で情報の掲載内容を間違いがないか確認するものとし、乙にその責任を帰さないものとする。もし、自己の情報とは違う掲載内容になっている場合は、直ちに乙にその旨を報告し、乙は対応するものとする。

第4条（乙の保証）

- 1 甲は乙に対して、申込みに係る広告内容が法令に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。
- 2 乙が第三者から、甲から申し込まれた広告掲載によって損害を被ったという請求を受けた場合、甲はその責任および負担においてこれを解決するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により当該損害が生じた場合にはこの限りではない。
- 3 甲の申込みに係る広告内容が第三者の権利を侵害していることを理由として、乙が当該第三者に対して損害を賠償するなど乙に損害又は損失が発生した場合には、甲は当該損害または損失を補償する。

第5条（情報掲載料）

- 1 甲は乙に対して、情報掲載料として、申し込みのコースの月額利用料及びオプション利用があれば、その利用料を支払うものとする。
- 2 甲は乙に対して、前項の定める月額掲載料金を月末日に翌月分を支払う。この場合、情報掲載開始月と広告掲載最終月の広告掲載料金は、1か月を30日とする日割で計算する。
- 3 支払期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払期日とする。
- 4 広告掲載料の支払は、広告掲載料に消費税を加えた額を乙の指定する銀行口座に振込手数料は甲の負担で振り込むことによって行うか、乙指定の方法で支払うものとする。

第6条（支払遅延）

- 1 甲が第5条に定める情報掲載料の支払を遅滞する場合、甲は乙に対して年14%の遅延損害金を支払うものとする。
- 2 甲が第5条に定める情報掲載料その他乙に対して負担する債務の支払を遅滞する場合、乙は、甲がすべての債務を完済するまで、甲との間で成立している情報掲載契約に基づくすべての広告掲載を行わないことができるものとする。
- 3 前項の場合、甲は乙に対し、当該情報掲載がなされないことにつき、情報掲載料の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとする。

第7条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号の一に該当する場合、乙は、甲に対する催告その他何らの手続を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(1) 第5条に定める広告掲載料の支払を遅滞する場合

(2) 本規約または乙との間のその他の規約に違反し、乙の催告にも関わらず、違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき

(3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、または営業免許取消などの公権力の処分を受けたとき、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始等の申立てがあったとき、手形または小切手を不渡りにしたとき、その他甲の財政状態が悪化したと乙が認めたとき

(4) 甲または甲の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合などで、甲から委託を受けた広告掲載を継続することが乙の利益、信用を阻害するおそれがあると乙が判断したとき

(5) 甲または甲の代理人、代表者もしくは従業員等が乙やその関連会社または広告業界の信用を傷つけたときまたはそのおそれがあると乙が判断したとき

2 甲が前項の各号の一に該当する場合、甲は、乙に対して負担する一切の債務に関する期限の利益を直ちに喪失する。

第8条 (免責)

1 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネット通信回線の不具合、サーバー等のシステム上の不具合または緊急メンテナンスの発生その他乙の責めに帰すことのできない事由により、本契約に基づく広告を自動公衆送信することが不可能となった場合でも、甲は乙に対して情報掲載料の減額の請求ができず、損害賠償その他一切の責任を負わない。

2 乙が故意または過失により生じたサーバー等のシステム上の不具合または緊急メンテナンスの必要、その他乙の責に帰すべき事由により本契約に基づく広告を自動公衆送信することが不可能となった場合には、甲は乙に対して、自動公衆送信することが不可能となった期間につき1か月を30日として日割計算した情報掲載料の減額または返還を請求することができる。ただし、甲の乙に対する請求は、自動公衆送信することが不可能となった日から3か月以内に行わなければならないものとする。

3 本規約に関連して乙が甲に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負う場合には、当該賠償額は本規約に基づく掲載料を上限とする。

4 甲が本契約に基づく広告掲載により損害を被った場合でも、乙は何らの責任も負わない。

第9条 (解約)

甲は、乙に対して、1か月前までにその予告をすることにより、本契約を解除することができるものとする。1か月前までにその予告をしない場合には、甲は、乙に対して1か月分の広告掲載料または広告掲載期間満了日までの広告掲載料を支払わなければならない。

第10条 (解除の非遡及効)

本申込を解除または解約した場合においては、解除または解約は将来に向かってのみ効力を有するものとする。

第11条 (守秘義務)

当事者は、情報掲載あるいは本契約に関して知り得た相手方の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとする。

第12条 (権利譲渡の禁止)

甲は、乙の同意なしに本契約上の地位または権利を第三者に譲渡することができないものとする。

第13条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、乙の居住地を管轄する地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

第14条 (協議事項)

本契約に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、関係法令および一般慣習に従い、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

平成30年4月1日 制定